

永平寺町地産地消支援事業補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、永平寺町補助金等交付規則（平成18年永平寺町規則38号）及び永平寺町農林課所管補助金等交付要綱（令和2年4月1日告示第62号）に基づき、地産地消の推進、農産物等を出荷する生産者への支援、出荷組合等の育成および食文化の持続的な発展に寄与するため、予算の範囲内において永平寺町地産地消支援事業補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次に掲げるものとする。

- (1) 町内に在住し、農産物・加工品等を出荷する農林水産業者を対象とし、直売所および道の駅等の出荷組合に加入している者とする。
- (2) 上記にかかげるもののほか、町長が特に必要と認めたもの。

(補助金額)

第3条 補助金額は、直売所および道の駅等へ農産物・加工品等を出荷した売上高の2%とする。

- 2 補助金の対象となる農産物・加工品等の定義は、別表に定める。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、永平寺町地産地消支援事業補助金交付申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）を町長に提出するものとする。ただし、申請は、直売所、道の駅等の出荷組合又は出荷組合に加入している組合員がするものとする。

(補助金交付の決定)

第5条 町長は前条の規定により提出された申請書が、補助金交付の要件に適合すると認めた場合は交付を決定し、永平寺町地産地消支援事業補助金交付決定通知（様式第2号）により申請者に通知する。

(補助金の交付)

第6条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、永平寺町地産地消支援事業補助金交付請求書（様式3号）に出荷された農作物等の出荷実績書等を添えて町長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第7条 町長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対し、当該補助金の全部又はその一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月18日に一部改正し、改正後の永平寺町地産地消支援事業補助金交付要領の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年8月1日から施行する。

【別表】

永平寺町地産地消支援事業補助金 出荷品定義

出荷品	定義	代表的な作物名・品名
農産物	一般野菜・果樹・山菜等とする。 原則として、農林水産業者が生産した地元産のものを対象とする。	【一般野菜】 タマネギ・ニンジン・ニンニク スイートコーン・豆類 等 【果樹】 柿・いちじく・梅・キウイ 等 【山菜】 ぜんまい・タケノコ・銀杏・きのこ類 等
加工品	加工した品(加工免許・許可を必要とするもの)とする。 原則として、原材料に地元産のものを使用した加工品を対象とする。	【加工品】 葉っぱ寿司・漬物・かきもち・味噌 鮎の甘露煮 等